

# 令和 年分 セルフメディケーション税制の明細書

※この控除を受ける方は、通常の医療費控除は受けられません。

氏名

## 1 申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組

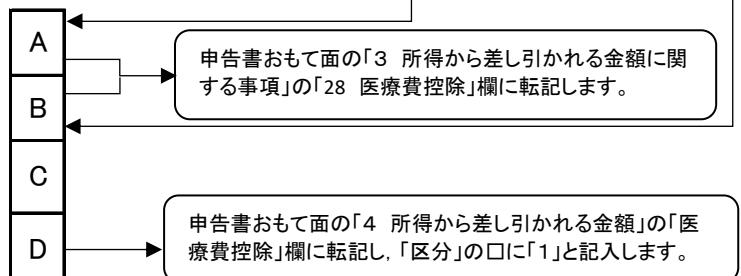
(1) 取組内容	<input type="checkbox"/> 健康診査	<input type="checkbox"/> 予防接種	<input type="checkbox"/> 定期健康診断
	<input type="checkbox"/> 特定健康診査	<input type="checkbox"/> がん検診	<input type="checkbox"/> □( )
(2) 発行者名 (保険者、勤務先、市区町村、医療機関名など)			

※取組に要した費用は、控除対象なりません。

2 特定一般用医薬品等購入費の明細 「薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。

### 3 控除額の計算

支払った金額	(合計)	円
保険金などで 補填される金額		
差引金額 ( $A - B$ )	(赤字の時は0円)	
医療費控除額 ( $C - 12,000$ 円)	(最高8万8千円、赤字の時は0円)	



# 平成30年度(平成29年分)の申告から セルフメディケーション税制が創設されました！

健康の保持増進や疾病予防のために一定の取組を行っている方が、平成29年1月1日以後、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために一定のスイッチOTC医薬品を年間12,000円を超えて購入した場合、その超える部分の金額について、88,000円を限度とし、所得控除を受けられるようになりました。

なお、従来の医療費控除とセルフメディケーション税制を同時に利用することはできません。どちらか一方を選択することになります。

<領収書の例>

## 対象となる医薬品

セルフメディケーション税制の対象となる商品には、購入の際の領収書等にセルフメディケーション税制の対象商品であることが表示されています。

また、パッケージに下のような共通識別マークが印字されている商品もあります。

※ 具体的な対象医薬品は「厚生労働省ホームページ」

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>)に記載されています。



呉市薬局

広島県呉市中央××× TEL:0823-25-×××  
2020年4月1日(日)

### 領収書

シャンプー	459円
キッキンペーパー	354円
★クレシA錠	1,628円
★クレ点鼻薬	980円
小計 4点	3,421円
合計	3,421円
(内、消費税等 252円)	
お預かり	3,500円
お釣り	79円

★はセルフメディケーション税制対象商品です。

## 申告の際の必要な書類

### ● 令和3年分以後の確定申告書を令和4年1月1日以後に提出する場合

#### セルフメディケーション税制の明細書(添付)のみ必要

※1 領収書及び一定の取組を行ったことを明らかにする書類の添付又は提示は必要ありませんが、明細書の記入内容の確認のため、提出又は提示を求める場合がありますので、領収書等はご自宅等で5年間保存してください。

#### 明細書の記入例

##### 令和 年分 セルフメディケーション税制の明細書

※この控除を受ける方は、通常の医療費控除は受けられません

氏名 呉市 太郎

##### 1 申告する方の健康の保持増進及び疾病の予防への取組

(1) 取組内容	<input checked="" type="checkbox"/> 健康診査	<input type="checkbox"/> 予防接種	<input type="checkbox"/> 定期健康診査
(2) 発行者名 (保険者、勤務先、市区町村、医療機関名など)	<input checked="" type="checkbox"/> ○○○ 健康保険組合		
※ 取組に要した費用は、控除対象なりません。			

医薬品の名称が枠内に記入しきれない場合は、このように記入します。

(1)薬局などの支払先の名称	(2)医薬品の名称	(3)支払った金額	(4)社会保険などで補填される金額
呉市薬局	クレシA錠、クレ点鼻薬	2,608	
ドラッグ クレ	0000,000,000	5,289	
"	0000,000,0000		

### ● 令和2年分以前の確定申告を提出する場合

上記セルフメディケーション税制の明細書(添付)に加え、この特例を受ける年分において一定の取組を行ったことを明らかにする書類(添付又は提示)が必要

①氏名②取組を行った年③事業を行った保険者事業者若しくは市区町村の名称又は取組に係る診察を行った医療機関の名称若しくは医師の氏名の記載があるものに限ります。例えば次の書類です。

- ・インフルエンザの予防接種又は定期予防接種(高齢者の肺炎球菌感染症等)の領収書又は予防接種済証
- ・市区町村のがん検診の領収書又は結果通知表
- ・特定健康診査(いわゆるメタボ健診)の領収書又は結果通知表
- ・人間ドックやがん検診をはじめとする各種健診(検診)の領収書又は結果通知表

※ 結果通知表は健診結果部分を黒塗り又は切り取りなどをした写しで差し支えありません。